

保国発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

都道府県による市町村の保健事業支援に係る事務の取扱いについて

令和元年 5 月 22 日付けで公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「改正国保法」という。）第 82 条第 12 項の規定に基づき、令和 2 年度以降、都道府県が、市町村の保健事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、診療報酬明細書等の情報の提供を求めることが可能となる。

今般、都道府県による市町村の保健事業支援に係る事務の円滑な実施に資するよう、下記のとおり事務処理の取扱いをお示しすることとしたので、今後の事務の参考とされたい。

記

1. 改正の概要

今回の改正国保法により、都道府県は、市町村等が行う保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な支援を行うよう努めなければならないこととされるとともに、市町村の保健事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村が保有する診療報酬明細書等の情報の提供を求めることが可能となる。具体的には、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書並びに特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の写しに関する情報（以下「レセプト情報等」という。）の提供を求めることが可能となる。

2. 期待される取組

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすことが求められている。今回の改正国保法により、都道府県が、市町村が保有するレセプト情報等を閲覧することが可能となることで、都道府県には、当該レセプト情報等を活用したきめ細やかな助言及び支援を行うことが期待される。例えば、市町村の被保険者ごとのレセプト情報等を活用した健康課題の整理・分析、課題に応じた事業計画立案の支援、市町村と協働した事業評価の支援等が重要である。また、保健事業と介護保険の地域支援事業の一体的実施や地域職域連携に資する現状把握・分析などといった取組を行うことが期待される。

3. レセプト情報等の閲覧に係る個人情報の取扱い

都道府県が、市町村の保健事業を支援するため、市町村が保有するレセプト情報等を閲覧することとなるが、当該閲覧に当たっての個人情報の取扱いについて整理を示す。

(1) レセプト情報等の第三者（都道府県）提供に当たっての被保険者同意に係る法的整理

平成 30 年度から都道府県が国保の財政責任の運営主体となり、市町村とともに共同保険者になって以降も、レセプト情報等が引き続き市町村の保有する個人情報であることに変わりはない。

このため、都道府県が個人情報を含むレセプト情報等を被保険者本人の同意なく活用するためには、市町村が定める個人情報保護条例に基づき、一般的には、「法令等に基づくとき」等に該当するよう、条件を整える必要がある。

この点に関して、改正国保法では、第 82 条第 12 項の規定が新設されたところ、下記の整理により、「法令等に基づくとき」に該当するものとして、レセプト情報等の提供に当たり、被保険者本人の同意の必要条件が解除されるので、都道府県及び市町村は下記の整理を参考にすることが考えられる。

都道府県は、改正国保法第 82 条第 12 項の規定に基づき、「保険給付の審査及び支払に係る情報」及び「特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報」の提供を市町村に求めることができるとされた。また、市町村は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 39 号）による改正後の国民健康保険法施行規則（昭

和 33 年厚生省令第 53 号。以下「改正国保則」という。) 第 32 条の 32 の 4 の規定に基づき、都道府県から情報提供の求めの通知があった場合、速やかに情報の提供を行うこととされた。したがって、当該都道府県が提供を求めたレセプト情報等について、市町村が提供することは、「法令等に基づくとき」に該当する。

(参考) 改正国保則 抄

(保健事業の支援に係る情報提供)

第三十二条の三十二の四 法第八十二条第十二項の規定による都道府県内の市町村に対する情報の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。

一 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別

二 被保険者に係る被保険者証の記号番号

三 療養が行われた年月日

四 療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所

2 市町村は、前項の規定による通知を受け取った場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする。

3 法第八十二条第十二項第二号の厚生労働省令で定める情報は、特定保健指導に関する記録の写しとする。

(2) 都道府県によるレセプト情報等の閲覧が実施されるために必要な手続

都道府県が、必要が生じる度に市町村にレセプト情報等の提供を求めることは、迅速性に欠け、都道府県及び市町村の双方にとって非効率かつ過大な事務負担とならざるを得ない。

このことから、都道府県からの情報提供の求め、及び市町村による情報提供の実施に係る事務に関し、包括的に都道府県・関係市町村間で合意（以下参照）することにより、より効果的かつ効率的に都道府県が市町村の保健事業支援を行うこととする。具体的には、あらかじめ都道府県は別紙 1 により、改正国保法第 82 条第 12 項の規定に基づく包括的な情報提供の求めを行い、市町村は別紙 2 により包括的に回答を行うことに合意する、という手続が必要である。

【都道府県からの情報提供の求め、及び市町村による情報提供の実施に係る事務に関し、包括的に都道府県・関係市町村間で合意する方法】

(ア) 都道府県は、市町村が保有するレセプト情報等を閲覧する前に、改正国保法第 82 条第 12 項の規定に基づき、都道府県による保健事業支援に要する情報の提供を包括的に求める内容の通知を市町村に対して行う。

(イ) 市町村は、(ア) の通知を受けて、改正国保則第 32 条の 32 の 4 の規定に基づき、都道府県による保健事業支援に要する情報の提供について包括的に同意する旨を、都道府県に対し回答を通知する。

※ 市町村は、都道府県から改正国保法第 82 条第 12 項の規定に基づく情報の提供の求めがあった場合、改正国保則第 32 条の 32 の 4 の規定に基づき、該当する情報に関する事実上の回答義務がある。

以上